

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年7月3日 09時02分ごろ
発生場所	佐賀県玄海町値賀 ^{ちか} 埼南方沖 値賀埼灯台から真方位161° 1,250m付近 (概位 北緯33°30.4′ 東経129°50.0′)
事故の概要	プレジャーボートたいこう7は、漂泊中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年7月11日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート たいこう7、0.5トン
船舶番号、船舶所有者等	290-63433佐賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船底部に破口を伴う擦過傷、プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約4～6m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか友人1人（以下「同乗者」という。）が乗り、値賀埼南方沖で漂泊して釣りをしていたところ、浅所に乗り揚げた。 船長は、釣りに夢中になっていて、風浪により陸岸に向けて圧流されていることに気付かなかった。 船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、船長が、釣りに意識を集中し、周囲の見張りを行っていなかったことから、風浪により陸岸に向けて圧流されていることに気付かず、値賀埼南方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、釣りに意識を集中し、周囲の見張りを行っていなかったため、風浪により陸岸に向けて圧流されていることに気付かず、本船が値賀埼南方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時適切な見張りを行うこと。